

# ヤマナカ赤岩店

## 大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

### 届出概要

開店時刻を午前10時から午前9時30分へ繰り上げ、閉店時刻を午後9時から午後11時へ繰り下げる。それに伴い、駐車場利用可能時間帯を「午前9時から午後11時30分まで」に、荷捌き時間帯を「午前6時から午後10時まで」に変更する。(法附則第5条第1項)

### 届出事項

1	届出年月日		平成16年9月14日	
2	店舗名称		ヤマナカ赤岩店	
	店舗所在地		豊橋市東田町字井原20-1	
3	変更をする日		平成16年10月1日	
4	届出事項	変更前	変更後	
(1)	設置者	名称	村田不動産株式会社	
		代表者	代表取締役 村田 明行	
		住所	豊橋市前田町2-17-15	
		備考	なし	
	小売業者	名称	株式会社ヤマナカ	変更前に同じ
		代表者	代表取締役 中野 義久	同
	住所	名古屋市東区葵三丁目15-31	同	
	備考	なし	同	
(2)	店舗面積	1,368 m <sup>2</sup>	同	
(3)	駐車	位置	別紙図面のとおり	
		台数	130 台	
	駐輪	位置	別紙図面のとおり	
		台数	66 台	
	荷捌	位置	別紙図面のとおり	
		面積	70.3m <sup>2</sup>	
廃棄	位置	別紙図面のとおり		
	容量	84.8m <sup>3</sup>		
(4)	営業	開店時間	午前10時(年間100日午前9時)	
		閉店時間	午後9時	
	駐車場利用時間帯		午前9時30分(年間100日午前8時30分)から午後9時30分まで	
	駐車場	出入口数	10箇所	
		出入口位置	別紙図面のとおり	
荷捌時間帯	午前5時から午後9時まで	午前6時から午後10時まで		
業態	食料品専門店			
用途地域	第1種中高層住居専用地域、第2種住居地域			
参考	平成4年10月開店			

# ヤマナカ赤岩店

## I 施設の配置及び運営方法関連事項

### 1 駐車需要の充足・周辺地域の利便確保のための配慮

#### (1) 交通に係る事項

##### ① 荷捌施設の整備等

##### ア 荷捌施設の整備

停車位置	専用出入口・通路	面積	時間外搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	隔離	70.3㎡	有	10分	2台	6台	

#### イ 計画的な搬入

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待入スペース	評価
9:00~10:00	6台	17:00~18:00	12:00~13:00	無	必要無	

#### ② 経路の設定等

##### (1) 車両関係

##### ア 搬出入車両関係

通学路の有無	登下校時間の運行	登下校時間の交通整理員
無	-	-

### 2 生活環境悪化防止関係

#### (1) 騒音発生に係る事項

##### ① 騒音問題対応策

##### ア 一般的対策

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	10 m	無	自動車走行	0 m	無	夜間駐車場閉鎖
西方向	5 m	無	荷さばき施設・室外機	0 m	無	特に無
南方向	10 m	無	自動車走行	0 m	無	夜間駐車場閉鎖
北方向	10 m	無	自動車走行	0 m	無	夜間駐車場利用制限

遮音壁の悪影響	無	評価
---------	---	----

#### イ 荷捌・営業活動の騒音対策

荷捌施設建築計画面での配慮	特に無
荷捌施設運営面での配慮	アイドリングストップ、夜間・早朝の作業の禁止、作業人員への騒音防止意識の徹底
荷捌施設機器選択面での配慮	特に無
放送設備使用面での配慮	屋外放送無

#### ウ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

冷却塔、室外機からの騒音	特に無
給排気口からの騒音配慮	特に無
駐車場からの騒音配慮	一部駐車場夜間閉鎖
廃棄物収集作業に伴う騒音配慮	夜間・早朝の作業の禁止

# ヤマナカ赤岩店

## ② 騒音の予測評価

予測対象騒音	定常騒音	冷却塔	空調室外機	16	給排気口	16	変電施設	浄化槽	ポンプ	エンジン等
	変動騒音	冷凍室外機	15	冷凍機械室						
		ゴミ収集作業	○	BGM		アナウンス		台車走行	○	
衝撃騒音	自動車走行	○	荷捌7トリング		後進警報ブザー	○				
		荷降し音		台車走行						
建物の構造(高さ)		鉄骨造平屋建〔高さ8.1m〕								

### ア 等価騒音レベル予測

		北(A-0.8m)	東(B屋1.2・夜4.7m)	南(C4.7m)	西(D屋1.2・夜7.7m)	西(E4.7m)
用途地域		第1種中高層住居専用地域	第2種住居地域	第2種住居地域	第2種住居地域	第2種住居地域
昼間基準値		55 dB	55 dB	55 dB	55 dB	55 dB
夜間基準値		45 dB	45 dB	45 dB	45 dB	45 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	40.2 dB	39.4 dB	30.3 dB	42.3 dB	37.3 dB
	評価	○	○	○	○	○
県	夜間等価騒音レベル	25.8 dB	31.6 dB	25.4 dB	39.7 dB	33.1 dB
	評価	○	○	○	○	○
昼間等価騒音レベル検証		妥当	妥当	妥当	妥当	妥当
夜間等価騒音レベル検証		妥当	妥当	妥当	妥当	妥当

### イ 夜間における騒音ごとの予測

A 商工業系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの有無						無
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か						
上記A・Bの具体的内容						
		北(a-0.8m)	東(b1.2m)	南(c1.2m)	西(d7.7m)	西(e4.7m)
用途地域		第1種中高層住居専用地域	第2種住居地域	第2種住居地域	第2種住居地域	第2種住居地域
基準値を5dB減ずる要因		無	無	無	無	無
基準値		#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!
設置者	定常騒音の騒音レベル	24.3dB	24.6dB	24.2dB	39.7dB	33.1dB
	評価	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!
県	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	42.3dB	52.7dB	39.8dB	31.1dB	20.9dB
	評価	△※	△※	#REF!	#REF!	#REF!
定常騒音の騒音レベル検証		妥当	妥当	妥当	妥当	妥当
変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証		妥当	妥当	妥当	妥当	妥当

※(a、b地点について)

a、b地点の実測(午後10時~0時 等価騒音 a地点:午後10時から11時、53.3dB、

### (2) 廃棄物関係

悪臭問題関係配慮	生ゴミ保管用に冷蔵設備有
衛生問題関係配慮	特に無

	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	指針容量	見かけ比重の変更	判定
紙廃棄物用	42.40 m <sup>3</sup>	1日	0.44 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	4.40 m <sup>3</sup>	変更無	
空缶・空き瓶	28.10 m <sup>3</sup>	1日	0.05 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	0.50 m <sup>3</sup>	変更無	
厨芥・その他	14.30 m <sup>3</sup>	1日	0.38 t	0.15 t/m <sup>3</sup>	2.53 m <sup>3</sup>	変更無	
合計	84.8m <sup>3</sup>	-	-	-	7.43 m <sup>3</sup>	-	
保管日数の設定根拠	当店舗の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更無						
指針と異なる算定式の使用	変更無						

廃棄物排出量を減少させる要因	無	廃棄物排出量を増加させる要因	
ダンボール不使用納品の実施	無	空缶・空き瓶の回収箱設置	有
生ゴミ堆肥化施設の使用	無	食品トレー・ペットボトルの回収箱設置	有
廃棄物等圧縮機の使用	無	食品加工場の設置	有
脱水装置の使用	無	物販店以外の施設との保管施設の共有	無

# ヤマナカ赤岩店

位置・構造	適正な分別の実施	分別廃棄を実施
	搬出作業の利便性の確保	特に無
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保	夜間・早朝の作業の禁止
	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施	有
	生ゴミ保管施設の気密性の確保	有

十分な搬送頻度の確保	1日1回の搬出
繁忙期の特別な措置	搬出回数を増便
運搬(予定)業者(免許番号)	マルイ紙業(第9600037941号)
敷地内処理の配慮	すべて敷地外処理
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	無
食品加工場併設の場合の運営上の配慮	特に無

評価
----

市町村の意見概要	対応
夜間における騒音の最大値が、店舗敷地内境界線において規制基準値を超えている箇所があるため、駐車場の夜間の利用形態を工夫するなどの対策を講じるとともに、近隣住民の理解を得よう努めること。	可能な範囲で駐車場利用制限を行い、周辺住居に与える騒音等の影響を軽減するよう努めるとともに、近隣住民に対しては適宜苦情などがないか伺うなどの対応をいたしております。

住民等の意見概要	対応
意見なし	—

<p style="text-align: center;">県の意見案に至る考え方</p> <p>市町村の意見に対する対応をはじめ設置者の対応は概ね妥当なものであると考えられる。</p>
--

県の意見案
意見なし